

大口町告示第32号

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成23年大口町告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 在宅療養等支援用具の部に次のように加える。

「

自家発電機	100,000円	10年	・人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの（医療保険の適用となるものは除く）	呼吸器機能障がい3級以上又は、同程度の身体障がい者で医師の意見書で人工呼吸器の使用が必要と認められるもの及び政令で定める難病等により障がいがある者で、医師の意見書で人工呼吸器の使用が必要と認められるもの。
ポータブル電源	50,000円	5年		

」

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新						旧					
別表1（第13条、第16条、第17条関係）						別表1（第13条、第16条、第17条関係）					
種目	品目	基準額	耐用年数	要件	対象者	種目	品目	基準額	耐用年数	要件	対象者
在宅療養等支援用具	略	略	略	略	略	在宅療養等支援用具	略	略	略	略	略
	盲人用体温計（音声式）	9,000円	5年	・視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）原則学齢児以上		盲人用体温計（音声式）	9,000円	5年	・視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）原則学齢児以上
	盲人用体重計	18,000円	5年				盲人用体重計	18,000円	5年		
	自家発電機	10,000円	10年	・人工呼吸器用のバッテリー	呼吸器機能障がい3級以上	略	略	略	略	略	略
	ポータブル電源	50,000円	5年	・充電できるもの（医療保険の適用となるものは除く）	又は、同程度の身体障がい者で医師の見書で人工呼吸器の使用が必要と認められるもの及び政令で						

新						旧
					定める 難病等 により 障がい がある 者で、 医師の 意見書 で人工 呼吸器 の使用 が必要 と認め られる もの。	
略	略	略	略	略	略	